

会社法下における決算短信の開示時期に関する留意事項について

決算短信の開示につきましては、投資判断上最も重要な会社情報の1つである基本的な決算情報を速やかに投資者に開示するという趣旨に鑑み、上場会社に対し、会社として決算発表を行うことを決定した段階において速やかな開示に努めていただくようお願いしています。

決算発表の早期化に関して、昨年施行された会社法では、従前、商法に基づく監査前に行われていた決算取締役会について、監査意見をふまえて承認の是非を判断することが適当との趣旨から、会社法に基づく監査を経た後に開催することとされたため（会社法第436条第3項）、会社法上の決算取締役会の開催日程が従前と大きく異なることが予想されます。このため、従来、決算取締役会にて決算発表を行うこととされていた上場会社の方より、今後の決算短信の開示時期について、多数のお問合せをいただいています。

この点、当取引所としては、決算短信の開示の迅速性を重視する観点から、その開示時期については、会社法上の決算取締役会の承認等の形式的な側面に捕らわれることなく、会社の業務執行を実質的に決定する機関（ ）により当該決算発表を行うことが決定された段階において、速やかに開示を行っていただくようお願い申し上げます。従いまして、決算短信の開示については、上述の法改正に伴う決算取締役会の時間的順序の変更にかかわらず、前年度までの決算短信の開示日を踏まえつつ、従来同様、決算発表を行うことを決定した段階での早期開示に努めていただくようお願い申し上げます。

- （ ） 「会社の業務執行を実質的に決定する機関」とは、取締役会に限定されるものではありません。

以 上